

家庭科の男女共修をすすめる会

会報

'82 夏

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11
婦選会館内 〒151

振替 東京九一―一九一八九一

発行 一九八二年六月五日

家庭科の男女共修をすすめましょう

人間は誰でも――男でも女でも――自分の力で生活できなければなりません。
家庭生活は、男女の協力によって営まなければならないません。
そのために、生活についての知識や技術は、男でも女でも、しっかり身につけなければならない
ません。

そして、男と女は平等でなければなりません。
男女平等をすすめるためには、「男は仕事、女は家庭」という伝統的な役割を変えていかな
ければなりません。

中学校「技術・家庭」の学習領域の男女別指定、高等学校「家庭一般」の女子のみ必修は、
男性の生活的自立を妨げ、男女の役割についての古い意識を強めるものです。

「技術・家庭」「家庭一般」は一日も早く男女共修（男女とも必修科目として、いっしょに、
男女で学ぶのにふさわしい内容の学習をする）にしましょう！

一九八二年四月三日

家庭科の男女共修をすすめる会（'82年度総会で採択）

もくじ

家庭科の男女共修をすすめましょう……	(1)
'82年度総会報告……	(2)
連絡会報告……	(8)
大阪府民会議に同行して文部省を訪問 各地域で	(8)
東京Ⅱ都としては……	(9)
ふたつの区では……	(9)
神奈川県かながわ女性プラン……	(10)
大阪Ⅱ一単位共修から四単位共修へ 府のパンフレット……	(11)
福岡Ⅱ家庭一般の男女共修カリキュ ラムの取り組みと経過報告……	(12)
他団体では	
地婦連幹部研修会……	(13)
日弁連女性の権利に関する特別委 技教研第10回公開研究会……	(13)
マスコミでは	
毎日新聞……	(15)
クロワッサン……	(15)
世話人会報告……	(16)
We'から……	(17)
はじめての全国交流会……	(18)
もうお読みになりましたか……	(18)
おねがい……	(18)

司会 半田たつ子 記録 梶谷典子

四月三日はちょうどさくらが満開でしたが、出席者は少く、淋しい総会になってしまいました。俵さんのたいへんよいお話があったのに残念です。

一、報告

私の見た教育委員会

俵萌子さん

(要旨)

△準公選とは▽

中野区が教育委員の準公選を実施したのは昨年二月。現行法では選挙で教育委員をきめることはできないので、選挙の結果を参考に、区議会の承認を得た上で区長が任命するというかたちをとっている。私も任命されて三月三日に委員になった。

△準公選実現まで▽

昭和四十六年九月、都教組中野支部が公選の陳情をしたのが始まり。一九六〇年代の区長公選を求める運動が成功すると、中野区民の

た。それまでの教育委員は何でも事務局の言う通りにしていたらしい。日本中の教育委員がそうなのだと思う。

中野区ではこの一年間に「事務局主導型」から「事務局ふりまわされ型」に変わったと言われる。準公選の委員がせまって行ったし、住民が傍聴するようになったことが大きな影響を及ぼした。

「みつめられている」ということはすごい。ヤジや拍手は禁止されているが、笑うことはとめられない。事務局が変なことを言う失笑が起る。その役人への教育効果は大きかった。市民団体は地域割をして交代で傍聴するようになった。

「傍聴人の意見を聞きたい」と言ったら、「規則上できない」というので、休憩を宣して意見を聞いたり、終ってから話し合ったりした。傍聴者に議題や前週のものも資料として渡したり、アンケート用紙を置くことも秋になってようやく実現できた。

△むずかしい現場への働きかけ▽

いろいろな団体が教育委員との対話を申しこんでくるので、選挙のあとでも大小の会合に五、六〇回出ている。公聴会は以前はやったことはなかったが、栄養士の問題をテーマにして実施した。

間では「次は教育委員だ」という声が出ていた。その後何回か陳情があったが、昭和五二年に「中野の教育をよくする会」という市民運動が生まれ、準公選運動の母体となった。二万人の署名を集めて直接請求したところ、区議会では特別委員会をつくって検討した上可決したが、区長はこれを再議に附し、再可決されると美濃部知事に審査の申し立てをした。知事は「合法」という採定をしたが、文部省と都教委は「違法」だと言い続けている。

採定の直後中野区長の選挙が行われ、準公選を主張する革新の青山区長が当選した。中野区は特に革新的なところとは思わないが、主婦の行動力が革新区長を生んでいると言える。△選挙のやり方▽

公職選挙法が適用されない条令による選挙なので、独自の方法をとった。アメリカの教育委員選挙を下敷にしているようで、六〇人以上の推せん人を集めた上で立候補の届出をする。スピーカーや連呼は禁止。一枚に候補者全員の顔写真を入れたポスターを公費でつくって掲示板に貼ってくれた。

しかし、一番大事な現場への働きかけがどうしてもできない。現場も事務局も、教育委員が現場の先生と接触することを望まないのだ。

新聞に出た「給食下剤事件」が起ったとき、こんなやりとりになった。「関係者の意見を聞きたいが、来てもらえないだろうか」

「そんなことをしたら『教育委員会が呼びつけた』と言われるからダメです」

「では私たちが学校へ出向きましょう」

「そんなことをしたら『押しかけた』と言われるます」

「ではどうやって真実を知ればよいのですか」

「われわれの報告で判断してください」この「われわれの報告」というのは、校長を中心とした教師たちがまとめて提出したものを事務局が読み上げるだけ。生徒や親たちの声は全然含まれていない。教育委員は事実を知ることできないようになっていく。私自身は非公式にいろいろな意見を聞いているが、教育委員会としてはそういう行動ができないのだ。日本中の教育委員会がそうだから、実態に合った施策ができないのだと思う。請願書が出されれば取り上げなければなら

じっくり話し合うために候補者によっていろいろな方法をとったが、私は中野区にある一四の地域センターを予約し、地域ごとに主婦の責任者を置いて出席者を集めてもらい、二、三時間の「教育対話集会」を開いた。個別訪問が許されたので、個人の家でこたつに入って話し合うこともでき、のびのびとした運動がやれた。一箇半月の間に八〇回程の対話をして住民の教育要求を知ったことは、委員になった今もたいへん役立っている。

△住民の教育要求▽

大体声の多い順に言うと、「非行対策」「落ちこぼしをしない授業を」「やる気のある先生を」「もっと親の教育を(主として年輩者から)」「教育についての苦情を持って行ける場所を」。ほかに「障害児教育を」「平和教育を」という声もあったが「家庭科の男女共修を」という声は住民の中では微々たるもの。まだ啓蒙がたりないのだと思う。

△教育委員会というところ▽

「えらいところへ入ってしまった」と思い続けている。常識が通用しないのだ。

第一回の委員会で「委員は中学の卒業式であいさつをするように。文章は事務局で用意する」と言われたので、「自分のことばで話したい」と言ったら大さわぎになってしまっ

中野区の教育委員準公選についてもと詳しく知りたい方は――

「教育委員準公選の記録」(中野区編著 総合労働研究所刊)

「教育の森」(毎日新聞社刊)に連載の、俵萌子の「教育委員日記」をお読みください。

ないことが法律で決っている。暴力事件について思い余った親が請願書を出して傍聴にも来たので、その時は親の声が聞けた。

去年の暮、やっとのことで中学校の校長さんたちとの懇談会ができた。「次は小学校を」と言っているがまだ実現していない。学校へ出向いて声を聞いて歩く「移動教育委員会」をやろうということで今準備をすすめている。「ぎくばらんに現場と話し合える教育委員会」が二年めの課題だが、これはいへんむずかしい。重い扉をどうやって開いたらいいか……この雰囲気はとても一般の人にはわからないのではないかと思う。

★質問への回答から

◎我孫子、日野、町田でも準公選へ向けての動きがある。見学の申し込みや問い合わせは

全国各地から来ている。

◎中野区ほど教育委員会の公開をちゃんと言っているところはない。よその委員会や審議会では、密室で結論を出しておいて議場では「ご異議ないものと認めます」とやるだけだから、見てもおもしろくないことは確か。もめる過程を見てもらうことに意味がある。

◎いま家庭科共修に大っぴらに反対できる人はいないのに、密室で決めるから共修は進まない。

◎男女平等の問題は青少年課婦人問題担当主幹がやっているが、調査くらいしかできず、その結果は教育行政には生かされない。バラバラ行政が問題。教育委員会の中に男女平等問題の指導主事を置くなど、機構を変えなければだめだろう。運動をすすめるためには機構の研究も必要だ。(文責 梶谷)

中野区の教育委員会を傍聴しましょう。受付で氏名を書いて券をもらうだけで誰でも傍聴できます。毎週金曜の午前10時から12時半までですが、休みになることもあるので、電話で問い合わせた上でどうぞ。

中野区役所(大代)03・389・1111

二、議 事

次のように承認、決定されました。

一九八一年度活動のまとめ

報告 中嶋 里美

- 集会で次のようなテーマを取り上げた。
 1. 青少年の暴力と男女の役割
 2. 世界の家庭科共修の実態調査結果の報告
 3. 日弁連「高校家庭科の女子のみ必修の意見書」について
 4. 教科書の中の男女平等記述について

●共修を阻む動きに対する活動

1. 全国高等学校長協会家庭部会、全国高校PTA連合会等から総理府等へ出された現状維持の要望書に対して質問状発送
2. 京都の「男女共修家庭一般資料」使用中止通達の経過を報告
3. 全国高校長協会家庭部会総会資料中の佐田彊氏の「婦人差別撤廃条約と我が国家庭科教育の進路」を宣伝

●共修を世論に訴えるために

1. 「家庭科、男子にも」を発行
2. リーフレット「差別撤廃条約を批准するためには、家庭科を男女共修にしななければいけないのですか？」を発行
3. パンフレットの販売に努力した。
4. 各地の集会に参加して共修を訴える。

●共修を具体的にすすめるために

1. 中学校の共修状況について地域毎に調査を行った。

●行政機関等への働きかけ

1. 文部省、総理府、地方自治体、国会議員、中教審委員への要望書、質問状を出す。

総 括

1. 新会員目標百名であったが、新規加入者は約五十名であり、もっと会員拡大のために努力する必要あり。
2. 差別撤廃条約批准のためにさまざまな運動をしてきたが、現状維持を要望する動きも強くなり、教育現場、マスコミ等に働きかけて、もっと共修に対する声を強くする必要あり。
3. 神奈川県、熊本県の行動計画、画策定に向けての運動に共修の資料がい

一九八二年運動方針

提案 和田 典子

●基本方針

全国の中学・高校で家庭科の男女共修を実現させることを目的とする。

●具体的な活動

一、差別撤廃条約批准に向けて

- (イ) 男女共修を教育課程に盛り込ませるために、ひき続いて運動をすすめる。
- (ロ) 日本大会の決議を実現させる運動に協力する。
- (ハ) 国連婦人の十年推進議員連盟に働きかける。
- (ニ) 他団体との連帯をすすめる

二、組織の拡大強化

- (イ) 新会員百名を目標に、会員の拡大に努める。
- (ロ) 各集会で配るなど、ちらしを活用する。
- (ハ) 世話人を中心に地域や全国規模で交流の場をもつ。
- (ニ) 世話人の増員をはかり、世話人会を定期的に開催し、記録を残す。
- (ホ) 会報を定期(年四回)に刊行する。

三、世論に訴え、理解を深めるために

- (イ) パンフレットやリーフレットを積極的に販売、配布する。
- (ロ) 「家庭科、男子にも」を売り拡げる。
- (ハ) 集会を開催する。
- (ニ) 他団体の集会でアピールする。会員が所属する他団体にも働きかける。
- (ホ) マスコミ、ミニコミに積極的に働きかける。

(ハ) 各地の婦人情報センター等と情報を交換する。

四、共修を具体的にすすめるために

- (イ) 男女共修に役立つ資料や教科書を紹介する。
- (ロ) 共修家庭科の授業参観を行う。
- (ハ) 高校の共修状況について、地域毎に調査をすすめる。
- (ニ) 行政の不当な介入や共修妨害の事例を調査し抗議する。

五、行政への働きかけ

- (イ) 文部省、総理府等に必要に応じて働きかける。
- (ロ) 地方自治体に必要に応じて働きかける。

六、財政基盤の確立

- (イ) 会費の滞納者をなくすように努める。
- (ロ) カンパを集める。

★81年度の運動について出た意見

▽国連婦人の10年推進議員連盟への働きかけが方針として掲げられていたが、実際には十分だった。国際婦人年の決議を実現するための連絡会としては働きかけたが、独自の働きかけはできなかった。

▽差別撤廃条約批准に向けての働きかけは文部省や世論に向けてはやって来たが、総理府に対しては要望書を出すべきだった。

▽新入会員が目標の半分にとどまったことにも表われているように、運動は停滞ぎみだと言えないわけではない。

▽他の組織に大きくひろがっている。地方でも多くの集会でテーマに取り上げられている。運動が新しい状況を迎えたと言えるのではないか。

◆結論として、この時期にあたって運動のあり方を再検討しよう。地方との交流をできるだけすすめるよう、ということになりました。

アピール

提案 梶谷 典子

入会よびかけのためのちらしに入れるアピール文を新しくすることを提案、1ページの通り採択されました。

81年度決算・82年度予算

報告・提案 馬場洋子

△81年度決算▽

収入の部			
	1981年度入金	1981年度予算	◎予算以下 △予算オーバー
前年度繰越金	193,551	193,551	
会費	1,127,500	1,000,000	△ 127,500
カンパ	180,420		△ 180,420
雑収入 (集会参加費・会報など)	56,870		△ 56,870
計	1,558,341	1,193,551	△ 364,970
支出の部			
	1981年度支出	1981年度予算	
集会 (会場費・案内状・謝礼)	118,110	132,000	◎ 13,890
会報 (印刷費・送料・運搬費)	400,850	474,000	◎ 73,150
維持費 (事務所代・アルバイト代)	299,600	309,600	◎ 10,000
日本大会連絡会 (分担金・追悼会)	15,000	10,000	△ 5,000
中学共修・調査費	74,330	100,000	◎ 25,670
世話人会連絡費	9,100	21,000	◎ 11,900
入会勧誘ちらし	14,700		
リーフレット	50,000		
雑費 (中元・歳暮・領収書・封筒・コピーなど)	104,205	40,000	△ 64,205
予備費		106,951	◎ 42,251
計	1,085,895	1,193,551	◎ 107,696
翌年度繰越金		472,446円	

【別会計】

家庭科、男子にもノ	249,500
パンフレット売上	
黄パンフ	104,600
ピンク・パンフ	102,240
オレンジ・パンフ	132,500

△82年度予算▽

収入の部	
'81年度繰越金	472,446
会費	1,000,000
計	1,472,446
支出の部	
集会 (4回)	134,000
会報 (4回)	448,000
維持費	309,600
日本大会連絡会分担金	15,000
調査費	150,000
世話人会連絡費	21,000
雑費	150,000
予備費 (交流会の費用を含む)	244,846
計	1,472,446

82年度世話人

提案 梶谷典子

- | | |
|------------|------------|
| 青木千枝子(横浜) | 佐藤美枝子(長野県) |
| 青山和世(東京) | 嶋田道子(東京) |
| 芦谷薫(東京) | 薄田タカ子(福岡県) |
| 石川由紀(東京) | 立山ちづ子(熊本県) |
| 大原八重子(新潟県) | 中嶋里美(所沢) |
| 小田亜佐子(東京) | 中村美千子(富岡) |
| 小野塚サチ子(長岡) | 橋本登志子(岐阜) |
| 香川敦子(姫路) | 馬場洋子(東京) |
| 梶谷典子(東京) | 半田たつ子(東京) |
| 木下雅子(東京) | 樋口恵子(東京) |
| 木村温子(福井県) | 森陽子(大阪) |
| 桑原芳美(東京) | 八島紀子(東京) |
| 駒野陽子(東京) | 和田典子(東京) |
| 斎藤節子(帯広) | 渡辺宏介(枚方) |
| 佐藤慶子(山形) | |

三、話し合い

出席者が少く、世話人会の延長のようになつてしまいましたが、技術科関係者によって「家庭科の男女共修と差別撤廃条約の批准とは関係ない」という意見がたびたび発表されて、これが特に話題になり、「技術科関係者ともっと話し合おう」という結論が出ました。

★佐藤慶子さんは最初の東北の世話人。支部をつくりたいけれど目下のところは一人だと、次のようなたよりが届きました。

たった一人の山形支部。東北の春は梅、桃、桜、りんご、れんぎょうなどが一斉に花開く。山形市は山形県の中でも気候に恵まれた、穏やか盆地の中にある。ここに「家庭科共修」

90 山形市小白川町四二九一五長橋ハイッ六号 電話 〇二三六一二四一〇八二五

81年度の25名に加えて、芦谷さん、小田さん、木下さん、桑原さんが新しく世話人になってくださいました。

の種を蒔いたらどんな花が開くだろうか。佐藤さんは四月から山形大学勤務。住所は

国際婦人年日本大会の
決議を実現するための

連絡会報告

和田 典子

◆ 国連婦人の10年議員連盟への申し入れ
国会での婦人問題集中審議について「連絡会」では、代表世話人が面会して、審議の実現をはかるよう、申し入れを行いました。今会期中の実現は日程上困難との回答を受けました。

◆ 婦人年連絡会全体会へ

(1) 五月八日の全体会で、左の件を決定しました。

① 一九八五年の国連婦人の十年世界会議開催に向けて、アジア・太平洋地域会議を日本（東京）で開催することを政府に申し入れることになりました。そのほか、今年度の活動として、

- ② 各政党の婦人政策をきく会
- ③ 各省と個別に質問、見解をきく会
- ④ 各団体、各自自治体の独自の活動やとり組み、問題点などについて情報交換を行う会などのほか、政策決定への参加をさらに進

める必要があることが決定されました。

(2) 当面の婦人労働問題

五月八日、労働省の男女平等問題専門家会議から出された答申「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を、委員の山野和子氏から解説を受けました。

労働側委員五名の意見は文脈にかなり反映していますが、部分的には問題もあり、今後さらに検討を加えることになりました。

(3) 会計報告

差引残高三〇八三七九円の健全財政でした。

◆ 久保田真苗氏の国連報告

この三月、任期を終えて帰国された久保田真苗氏から、国連とNGOの活動について、約一時間にわたって貴重な経験を聞きました。

大阪府民会議に

同行して

文部省を訪問

梶谷 典子

大阪の「女性差別撤廃条約を早期批准させるための府民会議」は男性もまじえて精力的に活動が続けていますが、5月13日には代表23名がわざわざ上京して文部省を訪問。「会

から梶谷が同行しました。

まず占部職業教育課長補佐は「女子生徒が現実に家庭経営の責任者になって行くことへの配慮は必要」と、おきまりの見解を述べたあと、外国でも男女の取扱いの違いはあるし、中等教育での家庭科男女必修の例はないと長々と説明（国の制度としての、女子のみ必修の例はもちろん出て来ませんが）。そして次の予定があるからとさっさと退場。

「条約10条Cの『定型化された概念の撤廃』とはどういうことを意味していると思うか」「条約の精神をどう思うのか」「男女平等をすすめるために文部省は何をしているのか」と追及が続いても、残ったお役人たち（主として各局の係長クラス）は質問の意味さえよくわからないようで、「差別はないと思う」「ニーズに応じた教育は必要」「個人の考え方は自由」などという答がくり返されました。文部省の中では、家庭科の問題はただ「同一の教育課程」ということばとの関係でだけ捉えられていること、条約の基本精神の研究は全く行われていないことがよくわかりました。

「去年も同じことを言いに来たのに、それから全然進歩がない」と大阪の人たちは大憤慨でした。

各地域で

◆ 東京

都としては

樋口 恵子

東京都婦人問題協議会の委員の一人としてこのほど「国連婦人の一〇年後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」の中間報告を提出した。昭和五三年の答申を基本的に引き継いだものである。ただその間、中間年のコペンハーゲン大会における署名、昨年九月同条約の発効、ILOの男女両性の家庭責任を確認した条約、勧告の策定、そして近年とみに高まった核の脅威と世界的な平和運動の拡がり——それらをふまえて、新しく書きおこされたものである。また、東京都側ですでに前回の行動計画を実施しているの、今回はその評価の上に次の目標を設定したものである。

さて、注目的である家庭科の共修問題だ

が、今回は「中学校の技術・家庭、高等学校の家庭一般、保健体育の履修の機会が、性によって排除または制限されている現状の改善に努めること。とくに家庭科については、消費者教育、福祉教育を積極的に取入れるなど内容の充実と男女共修は不可分の関係にあるので、内容の検討、教師の研修などを含め、共修の実現にむけて必要とされる取組みを行うこと」を提言している。その提言の前提として、差別撤廃条約第一〇条「同一の教育課程」と「教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」をあげ、現状の教育は教育機会を性によって制限すると同時に、性別役割分業観を温存するものだから改めるべきだ、と問題状況を指摘している。

これはもう私たちにあって、いや会員以外の人にとっても常識に近くなっている考え方だ。東京・地方を問わず講演会・学習会などで、こちらがあえて触れなかったのに、聴衆の中から家庭科共修を提起する、という場面がとて増えてきた。しかし都教委は、先日

の婦人団体との意見交換会で教育長が答えていたように「この問題は国が変わらない以上は……」の一点張りである。

最近の都の教育関係の動きでいえば、三月

に指導部が都の婦人行動計画にもとづいて、「男女平等教育推進のための資料」を発表した。現行の教科を前提とした教材のとり扱い方がほとんどで、もっと日常の言語動作、進路指導などの差別解消を具体的に指摘してほしかった。しかし「全国にさがかけて」という点は評価してよいと思う。

ふたつの区では

梶谷 典子

★足立区

三月に婦人問題会議の中間答申が出ました。委員は学識経験者、各婦人団体代表者のほか、一般公募の人が過半数、対話集会や自由傍聴の部会を行った上でまとめられたものだという事です。全体としてかなり前向きなものです。この民間の意見が実際の施策にどこまで生かされるでしょうか……。

家庭科については、「教育」の「現状と課題」の中で、現状は明らかに男女の役割意識にたつた教育であり、差別撤廃条約との関連で大きな問題だとしています。

「教育」についての「提言」には次のように書かれています。

3. 学校教育に関して
- (4) 中学校の家庭科を男女共修とし、次のような内容を盛り込んで積極的に指導する。

- ① 衣食住に関する技術的指導とともに、家庭生活の基本となる男女の理解と協力のあり方についての指導をする。
- ② 日常生活を支える様々な社会のしくみ及びそこから派生する老人問題、消費者問題、環境問題等に対する理解を深め、男女ともこれにとりくむ姿勢を促す。
- ③ 地域社会の活動に連携し協力する実習。
5. 区外の教育関係機関について
- (2) 高等学校においても家庭科を男女共修かつ必修とするよう各方面に働きかける。

★中野区

昨年十二月に「中野の婦人行動計画」が発表され、二色刷のきれいなパンフレットが出版された。

「男女平等教育の推進」の項には「中学校、高等学校における家庭科教育についてもそのあり方についてこの問題がクローズアップされています」と書いてありますが、具体的な事業計画の中には学校教育は全く含まれていません。教育行政担当者の婦人問題に対する消極的な姿勢が示されていると言えましょう。

◆神奈川

かながわ女性プラン

牧野カツコ

神奈川県内の婦人のための行動計画は、「かながわ女性プラン」の正式名称で、四月二十七日付で発表された。

プランがまとまるまでには、県内の婦人団体・グループによる要望・提言のとりまとめ各地での婦人問題を考えるつどい、有識者による婦人問題懇話会の提言、などが行なわれており、県民参加による三年がかりの策定である。

プランは、「人権と平和の理念のもとに、『日本国憲法』と『婦人差別撤廃条約』に拠って策定」したことをまず明記している。

全体は大きく次の三本の構造をもつ膨大なものである。①21世紀を展望する「基本構想」②昭和57年度から10年間の「基本計画」③昭和57年度から5年間の間に県が行なう「実施計画」。

家庭科の男女共修はもちろん明記されている。関連する部分が多いが「基本計画」の中

から主なところをほんの少しあげると、

「国に対して、婦人差別撤廃条約の早期批准及び国会における承認を求め、法的措置をはじめとする諸施策を行うよう要請するとともに、これに関連する条件整備を積極的に行うべきです。(略)」(社会参加6-1)

「中学・高校の『技術・家庭』『家庭一般』を、家庭責任は男女が固定的な性別にとらわれず分担協力するとの視点から共修・必修とし、かつ内容の充実をはかることを国に要請すると共に、その推進をはかる必要があります。」(教育1-4)

「中学・高校の『技術・家庭』『家庭一般』において、性・結婚・保育など人間の問題や公害・自然保護・生活環境等の問題が十分にとりあげられるよう教育内容を検討すること、また男女が共にこれらを学べるよう男女共修の体制を確立することを国に要請し、この推進につとめることが必要です。(福祉1-11)

これらの基本計画にもとづいて、神奈川県では三年以内に「家庭科男女共修推進研究会(仮称)」を設置し、教育委員会の中・高の家庭科担当教師などが、共修の推進方策について検討を進めることになっている。

共修のねらいや共修の教育内容について、

共修ということば

最近ときどき「共修かつ必修」という表現がみられます。いっしょに同じ内容の学習をすれば選択でも「共修」だというわけです。

会としては、1ページにもありますように、「男女とも必修科目として、いっしょに、男女で学ぶのにふさわしい内容の学習をすること」という意味で「共修」ということばを使っています。(編集部)

◆大阪

一単位共修から
四単位共修へ

大阪府立西成高校
宮崎美代子

これだけきちんとおべている行動計画は少ないのではない。基本計画などの文章は、わかり易くかつ格調高い良い文章なので、ぜひ熟読してほしい。

問合せは、神奈川県庁県民部県民総務室へ。
TEL(〇四五)二〇一一一一

西成高校は、一九七四年西成区に普通高校を、という部落解放同盟その他地域住民の要求が実ってきた高校です。二月末、私たちは四月の開校を前にして、ここでの教育・部落解放運動に込める教育はどうあるべきかについて、初対面の者同士、入試業務その他の開校準備をしながら連日、時には深夜に及ぶ討論を重ねました。そうして得た結論が「差別を許さない教育をしよう。それには教育課程の上に差別があってはならない。女だからという理由で女子に家庭科を強制し、体育を男子より少なくすることは差別だ。人はそれ

ぞれ女・男を選んで生まれてきたのではない。女だから、男だからと履習科目を決めつけるのではなく、一人の人間として必要な高校教育を保障しよう」というものでした。しかし、いざ教育課程の編成となると本音と建前の分離が暴露され、教科エゴがぶつかりあって進まず、再度本質論議に戻るといふことを繰り返す。ついに翌75年から共必修一単位、残り三単位は両性とも選択として実施(体育は両性とも11単位)することになりました。

新入生、殊に男子は入学前、家庭科の教科書を買わされて多くがビックリしたといいます。しかし一年後には両性とも80%の生徒が共修してよかったといい、他校のように女子は家庭、男子は体育というのがよいと答えたのは20%足らずでした。この最初の一年の経過をみて、その次の年からは共必修を二単位に増やし、81年度に至る中で、両性同一カリキュラムは解放教育上の動かぬ大前提として

定着してきました。82年度からの教育課程の改訂にあたり、全教科必修単位数を先ず確保するという事になって極くあたり前に、全四単位の共必修が実現することとなりました。家庭科の両性共修は、男子にとって履習すること自体強烈な体験であり、両性の自立と意識変革を促す教育の出発点であると思います。「新しい家庭科・We」五月号をみて下さい。「学習の主人公たち」の生徒の証言を。

府のパンフレット

大阪府では「くらしに生かそう女性差別撤廃条約」という題の、こまかい解説を入れたパンフレットを出しました。その第三章から家庭科に関する部分をご紹介します。

条約を批准するためには、その目的に矛盾

した法や制度を改正したり新たに制定したりしなければなりません。

現在、国内法整備については、大きく言って三点あります(①②③はここでは略します)。

②男女の役割を固定化する教育の排除と「同一の教育課程」の規定にもとづいて、家庭科を男女共修の「学習指導要領」に改めること(条約第10条)

②については、文部省は、現在のところ「同一の教育課程」を「同等の教育課程」と解釈して、家庭科の男女別修や女子のみ必修も、条約に違反しないとしています。

——中略——

これらの問題点を社会の進歩の方向に沿って解決し、条約の早期完全批准を実現しましょう。(編集部)

福岡

家庭一般の 男女共修カリキュラムの 取り組みと経過報告

福岡県立三井高校
吉田 昌子

三井高では、53年より、57改訂カリキュラムの研究にとりかかった。その中で三井高は

「どのような教育をするのか」「どのような生徒を社会に送り出すのか」を討論しあい、「自立できる生徒」「生き抜く力をもった生徒」を目標とする教育をすることで意見が一致。

教育方針の一つに、「同和教育、女子教育、性教育、進路指導の推進」をあげた。そして、新教育課程に対する基本方針を次の様に決定。
1. 習熟度別クラス編成はしない 2. 週34単位時間 3. 教科32単位、特活2単位、教科32単位について男女同一カリキュラムにする方向でとり組む 4. 体験学習として、特別奉仕的な事はしない。特活のなかで、正しい労働観を身につけさせる教育とする。

これをもとに、各教科で話し合い、それを教科主任会にもちより、検討し、56年5月下旬に教科主任会案ができた。それは、男女同一のカリキュラムで、体育11単位、家庭一般4単位となっていた。ところが、6月22日、校長が教科主任会を召集、次の理由でこの案に反対の意を表し、校長案を提案した。
1. 基礎学力の向上が、現在の本校では大切であること 2. 家庭一般の男女共修は反対ではないが、すぐに必修にせず、先ず選択の形として、段階的に始める。

校長案のカリキュラムは、体育女子7単位、男子11単位。家庭一般女子4単位、男子は英

語、商業、家庭一般の中から選択2単位。これで家庭一般共修の方向は充分とりいれたつもりだという。

これに対し、教科主任会でも、職員会でも次の様な抗議をした。

1. 基礎学力については、考慮済みである。
2. 家庭一般男女共修については、本校では今まで「自立できる生徒」を目標に、同和性、女子教育をやってきた。家庭一般の男女共修は当然であるし、生徒にも、そのつど話をし、生徒の認識もある程度できてきている。家庭科教師は、内容も研究している。家庭一般は、男女一緒にやって効果があるものである。3. 体育については現在女の子の体力の低下が問題になっている。出産にそなえても、女子にこそ、高校段階での体力づくりが必要、現在の7単位では不十分である。4. 教科や、職員の意向を全く無視している。5. 手続的にも、問題がある。

しかし、とうとう校長案のカリキュラムを提出した。

私達(組合)は、カリキュラムは毎年検討することを確認し、はやく男女同一カリキュラムができるよう、がんばるつもりである。

他団体では

地婦連幹部研修会

和田 典子

3月11・12日の二日間、全国婦人会館で行なわれた研修会には、各都道府県市婦人団体の代表八〇名が参加し盛況でした。

初日は、平和と軍縮および北方領土問題についての講演のあと、返還運動のすすめ方についての協議が行なわれました。二日目は、全国大会の決議「国籍法の改正及び高校における家庭科の男女共修実施など国内法等の整備をはかり、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を早急に批准させよう」をうけて、特に家庭科の男女共修問題に焦点をあてて、国連婦人の10年後半期の取組みを検討する、ということから和田が出席し「共修問題」について「会」から和田が出席し第90分にわたって会の趣旨を中心に講演(とていうより解説)を致しました。

日弁連女性の権利に関する 特別委員会主催シンポジウム

「男女の役割をどう変えていくか」
—婦人差別撤廃条約の実現に向けて—
家庭では、職場では、社会では、学校では」
に参加して

半田たつ子

三月二十日、みだしのシンポジウムが開催され、二七九人が参加し、長時間にわたって熱心な話し合いが続けられた。三年後に迫った「国連婦人の十年」最終年までに、条約を批准させるためにはどんな方法や運動が必要かを考えようというものである。

東京女子大学講師・木村愛子氏が「職場・社会では」を、宇都宮大学教授・佐々木保行氏が「家庭では」を、私が「学校では」を、日弁連の同委員会副委員長・増本敏子氏が「私たちの取り組み」をそれぞれ意見発表。佐々木氏はマタニティー・ブルーと呼ばれ

る産褥期うつ病を紹介、育児疲労が夜勤労働に近いこと。育児を母子関係の中だけでとらえるべきでないこと、父・母・子という人間交流のネットワークで行うことが、子どもの発達をもうながすと力説。

私は「意識変革のために、教育は最有力な武器だが、逆に働けば古い意識を温存するとりでになる」と、佐田彊論文のサワリを紹介。これには会場失笑。「明治時代に逆もどりにたよんで耳を疑った。そういう校長の学校に、知らずに娘を入学させたら大変なことになる」との意見も出た。

校内に「男女平等係」という校務分掌を實現させたり、教科書の性差別チェック、日常的に学校内に見られる性差別の洗い出し、女生徒に労働と愛の権利と意味を語りつごとと、連帯し学習を重ねるなどの取り組みを紹介すると共に、「会」が行った「教育課程審議会委員の半数は女性に、教育現場からは校長のみでなく一般教員を加えよ」との要望を、もっと広く様々の人が、ねばり強く文部省に働きかけよう、と提言した。

増本氏は「女のためだけの条約ではない。くり返し読むと感動的な内容が盛り込まれている。男女共に受けとめて行くべきもの」と条約の意味づけを語った。

技術教育研究会

第10回公開研究会

和田 典子

〈集会要項〉

技教研では、左の要領で恒例の集会を開き約50名(女子が多数)が参加して、多様な提言が行なわれました。

◆テーマ 「女性の自立と労働」——女子の技術・職業教育の強化・拡充をめざして——

◆とき 4月29日 10時～16時

◆ところ 東京・板橋区立産業文化会館

◆報告 (左の4氏が順次に)

①現代女性の自立と労働(大石洋子・町田市公民館)

②技術・職業教育と男女平等(原正敬・東京大学)

③教科構造・内容的抜本的改革を——技術・家庭科の「相互乗り入れ」と共学——(植村千枝・宮城教育大学)

④「技術」と「家庭」の併列必修——婦人48団体の要求をふまえて——(和田典子・家教

連会長・「会」世話人)

◆討議 報告に対する質疑が中心で、参加者の発言は時間が短く、意見をたたかわせることはできませんでした。「会」からは梶谷典子が出席し、和田の報告を補いました。また会員の丸山君も参加。家庭科、男子にも、と、中間年日本大会記録は各1部うりつくしました。

〈報告のあらまし〉

①では婦人教育を担当する立場から、労働観の確立がきわめて弱いため、主婦層が分業観を払拭できず、家庭責任は経済的自立を阻んでいる。労働条件の整備と労働教育は婦人の自立にとって欠かせない、と報告。

②では、豊富な資料を提示しながら「条約」は家庭科の男女共修を主張してはいない。

男女平等を実現するカナメは「雇用平等法の制定が中心命題で」「育児への社会的援助と労働時間の短縮が必要」「家庭科もんだいがガンではなく」「家庭一般の男女共修を前面に出す運動は、プラスにならないのではないかと」と、諸外国の事情にもふれながら批判。

③では、家庭科と技術科は統合して技術教育を行うべきだと発言。これらを受けて、

④では、婦人団体に組織的な限界はあると

ら西村章氏、共修側から佐藤慶子氏、一番ヶ瀬康子氏のインタビューを通して、性別役割分業体制がこのまま続くのか、疑問を呈しつつ、男女共修の理念と必要性を浮き彫りにしてゆく。

最後の二回では、連載に対して寄せられた現場の教師、および一般読者からの投書(おおむね共修賛成意見)をまとめて紹介し、しめくくっている。

女子のみ必修・男女共修双方の意見・主張を紹介した上で、現場教師の生の声を多く盛りこみ、ふだん家庭科になじみのない一般の読者にとってもわかりやすい構成、内容となっている。しかも男女共修の必要性を説く方向でまとめられて一般読者に紹介されたことの意義、効果は大きいものと思われる。

男女共修反対派の西村氏が「男子を抜きにしては将来の家庭科は考えられないだろう」と答えていることから、また、男性の身辺的な自立の必要性を訴える投書からも、男女共修の理念的、現実的基盤が固まりつつあることを感じる。しかし、もちろん性別役割分業支持の意見が根深いことも確かである。男女共修へと制度を変えることは、特に共修に納得のいかない家庭科教師に対し強制力を与えることになる。だからこそ、私たちは共修

しても、共修運動が広範に支持されている現実をこそ重視すべきで「条約」の理念(前文)に対する婦人層の強い共感と、共修運動がすべての婦人に実感として受けとめられている点を尊重したい。民主的要求の実現をつみ上げるこそ現実的な課題だし、技術教育を強化拡充するだけで婦人問題は解決しない、家庭科と技術科は表裏の関係にあり、実際の平等のためには、ともに必修にしたい、と主張しました。

このあと大石さんから、子どもに生活教育の必要性がふえていること、梶谷さんからは、共修は現状に即した短期の方策であり、女子必修という明らかな差別に反対するところから切りひらく見通しがある、と補強されました。

また、全面共学6年の経験をもつ武市成子さんは、他教科の授業が成立しない中で家庭科の授業が成立するのは、親も子も参加できる内容だからで子どもの自立に最も有効、と発言しました。

男性側からの要望として「共修」という用語に疑問が出され、日弁連「意見書」についての批判もありました。その他小中高一貫教育の必要、教育学の問題として共学についての研究をすすめる必要性が指摘されました。

の理念を理解してもらうために、きめ細かい対話と討論を積み重ねてゆく必要があるし、また、共修をすすめる際の運動の方法論についてもつねに点検を続けてゆく謙虚さも求められよう。

マスコミでは

毎日新聞「高校家庭科なぜ

「女子のみ必修」を読んで

小田亜佐子

お読みになられた方も多いと思うが、一月七日から三月十日まで、毎日新聞に、高校家庭科なぜ「女子のみ必修」と題する計十回の連載記事が載った。

まず第一回は、差別撤廃条約との絡みで、家庭科の男女共修をめぐる論議が高まっていることから始まり、続く二、三回ではなぜ高校家庭科が女子のみ必修になったのか、その経緯と文部省の言い分を載せた上で、女子のみ必修に対する村田泰彦氏の批判、共修をすすめる会等の共修運動の盛り上がりを紹介する。

四、五回では共修先進地、京都と、共修校を少しずつ増やしている長野の例を引きながら、現場の様子を詳しく伝えている。六回ではそれまでの記事に対する高校生からの投書を取りあげ、七、八回で、女子のみ必修側か

「クロワッサン」では

馬場 洋子

クロワッサン5月10日号で「新しい親の新しい子ども育て方―性差別をしない子育て」を特集。その中で、世話人の和田典子さんがインタビューを受け、まず学校で、家庭科の男女共学がなされなければ、男女差別なんて永遠に解決しない問題、と答え、共修をすすめる会を紹介している。同誌が行った、男の子と女の子を持つ30組の両親対象のアンケートによると、家庭科の男女共学に対し「将来のために中学・高校でも共修すべし」と「やってもどうせ実生活の中では大して役立ちそうもないからやらなくてもよい」という意見が約半分ずつ。また「家庭科は小学校五年、六年時のみ男女共学で、中学校以上は家庭科は女の子しか授業がない、というこの現実を知っている人は殆どいなかった」という結果には考えさせられた。

世話人会報告

△三月六日▽

- ◆「家庭科、男子にも」の販売について。
(1)大学の先生からまとめて注文がきたり、教育関係のシンボとか持ち歩いて売っている。
(2)マスコミ向けの宣伝活動を近日常に行う。
(3)書店等へ積極的に働きかけをしよう。
- ◆一橋高校で共修取り止め。理由は講師難？
- ◆神奈川県川和高校で共修が否決された。行動計画への働きかけも大切だが、現場への応援も必要ではないだろうか。
- ◆「第二回軍縮会議に向けて……」から参加要請があり、せめて会費だけでも参加と決定。
- ◆4/3総会の打合せ。
- ◆8月の交流会について打合せ、夏号に詳細がのせられるよう各自で案を練る。
- ◆「ウイ」の予約只今二四〇〇部、四〇〇〇部に早くなるよう、支援を！

(石川 由紀)

△四月三日▽

総会のあと、左記の議題で世話人会をもち

「We」から

半田たつ子

「家庭科、男子にも」の編集会議のため、「会」の世話人が初めての合宿を箱根で行ったのは昨年の八月三十・三十一日でした。その三十一日の朝、毎日新聞に、「もう一つの教科書問題」か、雑誌「家庭科教育」の編集長交代で波紋」という記事が載ったのです。あれから八か月、家政教育社々長に「編集方針を変更し、マスコにやらせる」と言い渡されてから十一か月。あっといふ間でしたが、この間の体験は新しくもう一つの人生を生きた、と言えるほどのものでした。

会報81秋号に、私は「この事件が、共修運動へのブレーキとなることなく、むしろ起爆剤となることをひたすら祈り」と書きました。同じ号に和田典子さんは、会員のみなさんに「支援しましょう！」と力強い呼びかけをして下さいました。以後、冬号に中嶋里美さんが、心あたたまる報告を書いて下さり、82春号で馬場洋子さんが経過を書いていきます。貴

ました。

- ◆会報夏号について。スケジュールと内容。
- ◆他団体への働きかけ。母親大会、消費者大会の動向をつかみたい。地婦連も共修問題に積極的なので、地域段階でも取り組んでもらうよう働きかけたい。各集会の動向をできるだけ早く集め、働きかけを行う。
- ◆府中の女性グループより、四月十日に共修について話しに来てほしいとの依頼があり、芦谷さんにもいってもらおう。
- ◆夏の交流会について。日時・場所・内容などの検討。

(青山 和世)

△四月二十五日▽

◎報告事項

- ◆クロワッサン(五月十日号)で、和田さんが共修の会を代表して貴重な意見を述べられています。(15ページ参照)
- ◆「足立区婦人行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について(足立区婦人問題会議中間答申)」が出ました。(9ページ参照)

◎協議事項

- ◆夏の集会について
日時と担当者(芦谷・石川・小田)を確定。

内容について話し合い。
次回世話人会で細かい内容を決めることにする。

(八島 紀子)

△五月八日▽

◆夏の交流会について

名称、報告者、大体の時間のわりふり、参加費、申し込み方法、資料のスタイルなどを決定。更にこまかいすすめ方と会場については担当者に一任。

◆大阪の「府民会議」代表が文部省を訪問するときに世話人が参加することにしました。(8ページ参照)

◆PTAの全国集会に働きかけたいと話していました。(18ページ参照)

◆「東京都婦人問題会議中間報告」(9ページ参照)に対して意見や要望を出すようにと用紙が送られて来たので、共修へ向けての具体的計画と条件整備についてあきらかにすることを要望するとともに、都が出した男女平等教育のための「教師用手引」が十分行き渡っていないこと、家庭科の部分は指導要領解説の要約が載っているだけで、男女平等教育の手引になっていないと指摘。

(梶谷 典子)

重なる頁を割いて、いつも「We」をアピールさせていたできてきたこと、深い感謝です。

おかげ様で、予約購読をお申し込み下さった方は順調に伸び、創刊号発刊の時点で二千五百名を越えました。地方小出版流通センターに窓口を開きましたので、ここを経由して書店にもルートが通じ、直接契約を結んだ書店、大学生協なども着実にふえ、六月号発送の時点では予約購読者は三千五百名近くになると思っています。大体一月に五百名の割でコンスタントにお申し込みがありました。朝日新聞の佐藤洋子さんが取材に見えて「男女共修についての関心が、それほど広まっていたという証拠でしょうね」と言われました。ほんとうに、そうであってほしいと願います。

創刊号「いでたちぬ、いま」、五月号「父よ、母よ、教師よ」、六月号「共に生きる」、七月号「新しい家庭科とは」、八・九月号「反戦とは、平和とは」——こうしたテーマで、まの問題をめぐります。新しい家庭科を創るために、小・中・高・大の実践報告。硬軟両方の連載のほか、発言欄を大切に育てていきたいと願っています。

創刊号には、80頁の中に七十九人が書いています。まさに、絵本ではなく、字本です。この地味な雑誌に寄せられるたくさんの方

方々の思い、心のこもったお便り。私は、お便り特集号を出したいと思うほどです。今一番欲しいのは頁。頁がもつとあったら、Weの名にふさわしく、一人でも多くの方たちの思いを載せたい。活字も大きくし、組み方にゆとりを持たせたい。字ばかりでなく、絵も写真もせたい。専門のカメラマンが電話で、「自分に仕事をさせないか。勉強のためだけに無料同然でいい」と申し出て下さいました。その写真を載せる頁がないのです。80頁は、封筒に入れるとちょうど百グラム。百七十円の郵送料ギリギリなのです(五百円の誌代のうち半強が切手代です)。

福井の教え子が駆けずり回って、私の講演会を開いてくれました。教え子たちのほかに「こういう方も福井にいたのか!」と思うような人たちが多数集まり、「福井の市民の集いで、家庭科共修を、初めて熱く語る事ができた」との声も出ました。この時、私は「今回の事件が共修運動への起爆剤となるように」との祈りがかなえられつつあることを実感しました。

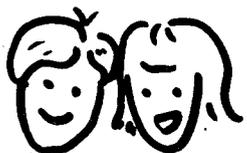
「We」にはすてきな男性が集います。男女で一つのものを創る楽しさは「家庭科、断然男子にも!」の願いを一層強めるのです。

はじめての全国交流会が開かれます！

家庭科の男女共修をすすめる

全国交流会

こうしてひらいた共修への道



「会」ではこれまでいろいろな集会を開いて来ましたが、大体三時間位の集会で、会員同志じっくり話し合う機会はあまりありませんでした。遠方から参加してくださる方もありましたが、全国各地の会員がいっしょに話し合うところまでは行きませんでした。

運動が大事な時期にさしかかっているいま、全国の会員がじっくり話し合う機会を

つくりたいと思います。

各地域、各学校で実際に共修をすすめるために、共修の成功例、挫折の例など、体験を直接聞いて皆で考えましょう。

詳細はちらしをご覧ください。会員以外の方にもよびかけて参加していただくよう、ちらしは二枚お送りします。

ぜひお誘い合わせの上、参加してくださいますように！

★会費をどうぞ！

82年度の会費二五〇〇円をまだ納入していらっしゃる方、郵便振替（東京九一一九一八九一）か切手でお早くお願いします。

★新しいちらしで入会勧誘を！

アピール文を1ページのよう改めた入会勧誘用のちらしがあります。どうぞご利用

用ください。はがきで必要枚数をおしらせくだされば、無料でお送りします。

★PTA全国集会に働きかけを！

今年のPTA全国集会は八月に東京で開かれます。25日（休）は数会場で分科会、26日（休）は武道館で全体会。アピールやピラマキができる方は、はがきでご連絡ください。

もうお読みに

なりましたか

—家庭科、男子にも—

八島 紀子

五月八日現在「会」の第二の本は五百冊近く売れています。この本は、お近くの書店でもお求めになれますが、なるべく「会」の方へお申し込みください。というのは、本を出版する際に、一年間に、八百冊売ることを条件にしました。したがって、「会」としては、会員の方々に是非「会」の方へお申し込みくださるようお願いしたいのです。できるだけ、お近くの図書館へリクエストしたり、お友だちに御紹介くださって販売に御協力ください。会員の方には一割引でお分けしておりますので、御利用ください。地方の方からは、送料をいただきますが、まとめて注文していただければ、書店で買い求めるよりは、割安になりますので、便利かと思えます。申し込みされる方は、事務局にハガキでお願いします。

★住所、氏名等の変更はお早くはがきでおしらせください。
(編集部)